

## 地方行政サービス改革の取組状況等(令和4年4月1日現在)

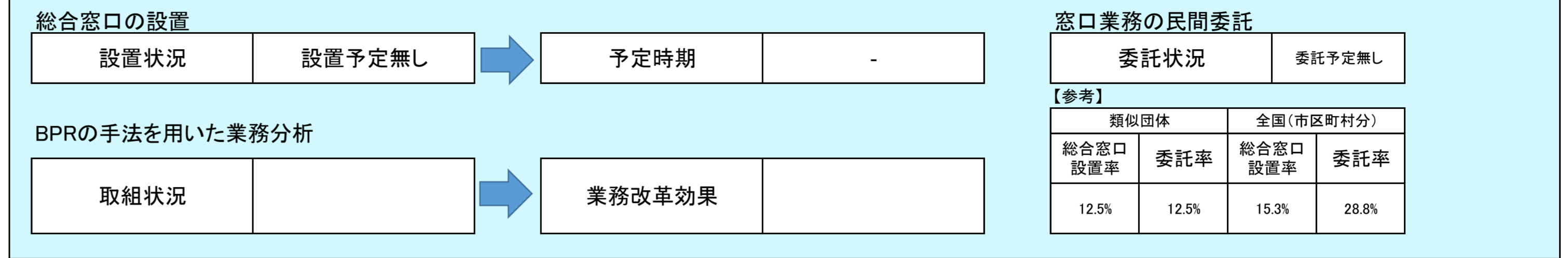
自治体コード	都道府県名	市区町村名	類似団体区分
024082	青森県	東北町	町村 IV-O

### (1)民間委託

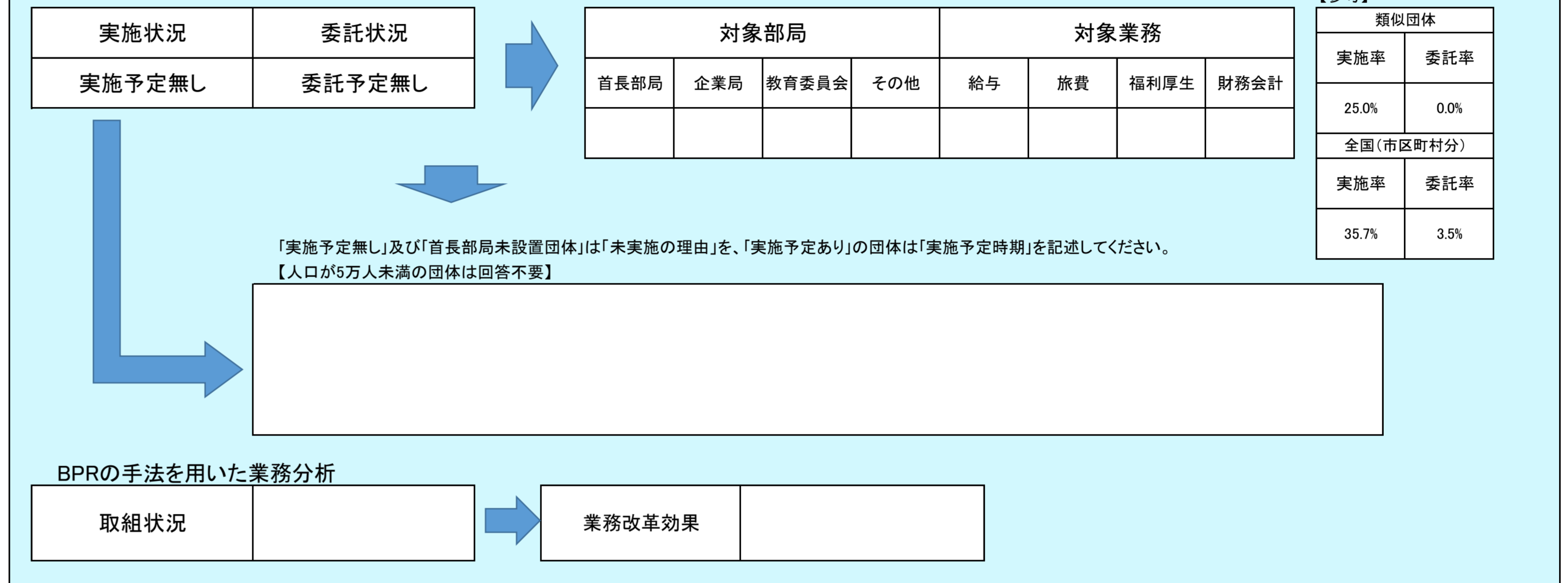
	直営(※)	今後の対応方針【直営(※)を選択した団体のみ回答】	【参考】	
			類似団体委託率	全国(市区町村)委託率
本庁舎の清掃			100.0%	99.4%
本庁舎の夜間警備			100.0%	98.2%
案内・受付			50.0%	86.3%
電話交換			66.7%	90.2%
公用車運転			100.0%	87.6%
し尿収集			100.0%	98.1%
一般ごみ収集			100.0%	97.2%
学校給食(調理)			54.5%	73.2%
学校給食(運搬)			100.0%	91.0%
学校用務員事務			33.3%	38.2%
水道メーター検針			100.0%	98.9%
道路維持補修・清掃等			100.0%	97.2%
ホームヘルパー派遣			100.0%	99.2%
在宅配食サービス			100.0%	99.9%
情報処理・庁内情報システム維持			100.0%	99.8%
ホームページ作成・運営			95.7%	98.1%
調査・集計			100.0%	96.2%

※令和4年4月1日現在において、直営で専任職員を置いている団体

### (3)窓口業務



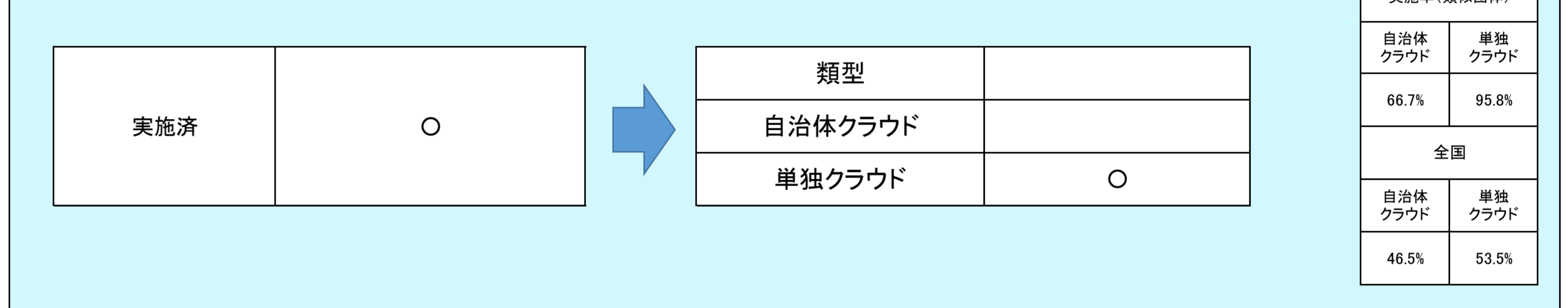
### (4)庶務業務の集約化



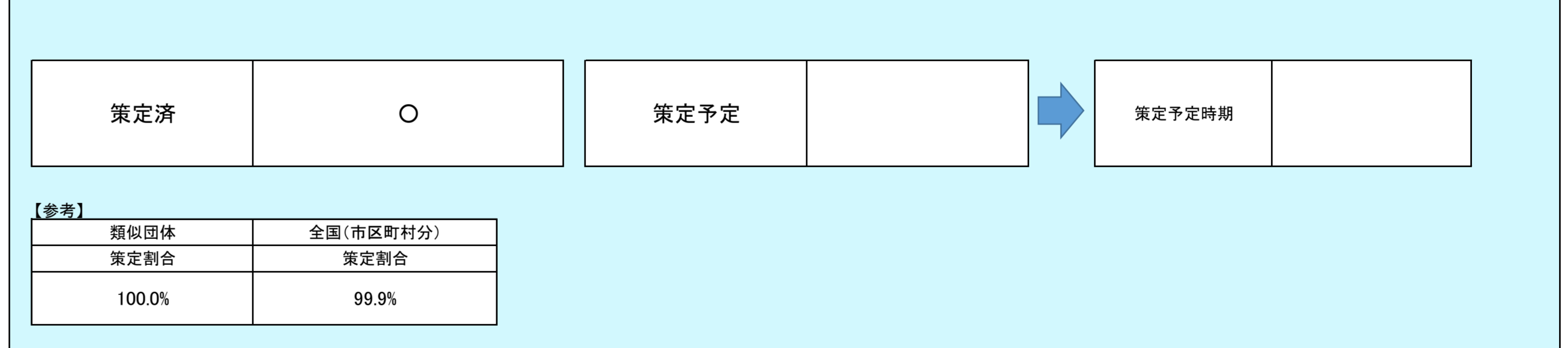
### (2)指定管理者制度等の導入

	公の施設数	制度導入施設数	導入率	前年度以降、導入が進んでいない理由	自治体職員常駐施設数	自治体職員を常駐で配置している事に対する考え方	【参考】	
							類似団体導入率	全国(市区町村)導入率
体育館	3	0	0.0%	業務の特殊性・専門性等を踏まえ、町が直接サービスを提供することが適当な施設であるため	1	関連する他施設の維持管理のため	10.9%	40.8%
競技場 (野球場、テニスコート等)	3	0	0.0%	施設の利用状況、維持管理、コスト等を考慮すると、自治体が管理する事が望ましい施設である。	0		35.8%	49.2%
プール	2	0	0.0%	施設の利用状況、維持管理、コスト等を考慮すると、自治体が管理する事が望ましい施設である。	2	業務の特殊性・専門性等を踏まえ、町が直接サービスを提供することが適当な施設であるため	13.5%	52.6%
海水浴場	0	0	0		0		28.6%	13.5%
宿泊休業施設 (ホテル、国民宿舎等)	0	0			0		90.5%	84.8%
休業施設 (公民館、海山の家等)	0	0			0		88.7%	75.4%
キャンプ場等	2	1	50.0%	1施設(浜谷キャンプ場)については利用状況、維持管理、コスト等を考慮すると、自治体が管理する事が望ましい施設である。	0		58.3%	59.7%
産業情報提供施設	0	0			0		100.0%	74.9%
展示場施設、見本市施設	0	0			0		75.0%	65.7%
開放型研究施設等	0	0			0		0.0%	43.0%
大規模公園	2	0	0.0%	業務の特殊性・専門性等を踏まえ、町が直接サービスを提供することが適当な施設であるため	0		13.3%	44.6%
公営住宅	4	0	0.0%	業務の特殊性・専門性等を踏まえ、町が直接サービスを提供することが適当な施設であるため	0		0.0%	16.5%
駐車場	0	0			0		25.0%	36.8%
大規模公園、斎場等	0	0			0		10.0%	23.3%
図書館	1	0	0.0%	業務の特殊性・専門性等を踏まえ、町が直接サービスを提供することが適当な施設であるため	1	業務の特殊性・専門性等を踏まえ、町が直接サービスを提供することが適当な施設であるため	9.4%	21.2%
博物館 (県博物館、町立歴史民俗資料館)	1	0	0.0%	業務の特殊性・専門性等を踏まえ、町が直接サービスを提供することが適当な施設であるため	1	業務の特殊性・専門性等を踏まえ、町が直接サービスを提供することが適当な施設であるため	18.2%	28.6%
公民館、市民会館	2	0	0.0%	業務の特殊性・専門性等を踏まえ、町が直接サービスを提供することが適当な施設であるため	2	業務の特殊性・専門性等を踏まえ、町が直接サービスを提供することが適当な施設であるため	14.7%	23.6%
文化会館	2	0	0.0%	業務の特殊性・専門性等を踏まえ、町が直接サービスを提供することが適当な施設であるため	2	業務の特殊性・専門性等を踏まえ、町が直接サービスを提供することが適当な施設であるため	17.6%	52.1%
合宿所、研修所等 (青少年の家を含む)	3	2	66.7%	業務の特殊性・専門性等を踏まえ、町が直接サービスを提供することが適当な施設であるため	0		45.5%	49.8%
特別養護老人ホーム	0	0			0		0.0%	75.6%
介護支援センター	0	0			0		28.6%	47.9%
福祉・保健センター	2	0	0.0%	業務の特殊性・専門性等を踏まえ、町が直接サービスを提供することが適当な施設であるため	2	業務の特殊性・専門性等を踏まえ、町が直接サービスを提供することが適当な施設であるため	33.9%	52.9%
児童クラブ、学童館等	1	0	0.0%	業務の特殊性・専門性等を踏まえ、町が直接サービスを提供することが適当な施設であるため	0		0.0%	24.0%

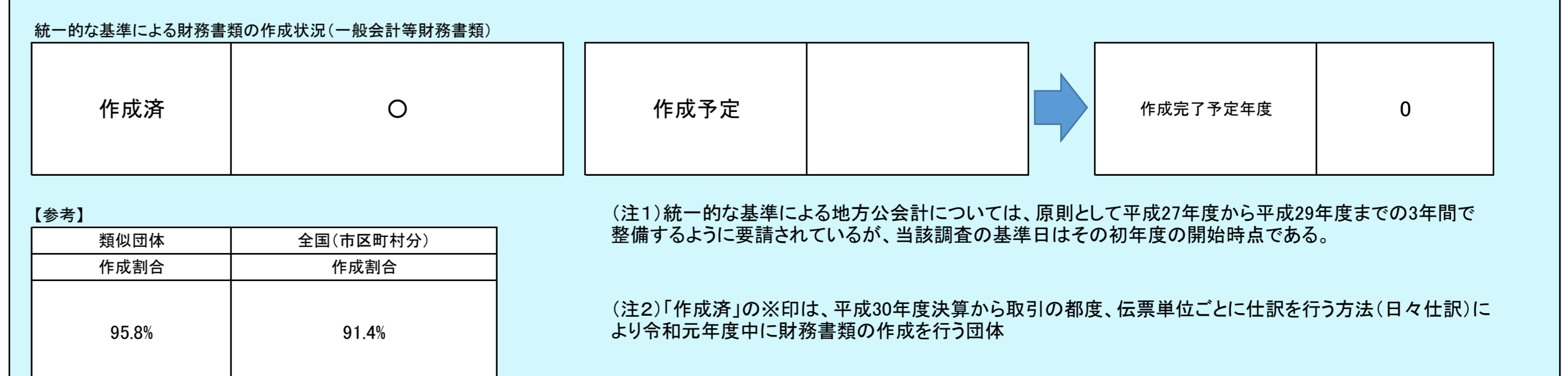
### (5)自治体情報システムのクラウド化



### (6)公共施設等総合管理計画



### (7)地方公会計の整備



(注1) 統一的な基準による地方公会計については、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で整備するように要請されているが、当該調査の基準日はその初年度の開始時点である。

(注2) 「作成済」の※印は、平成30年度決算から取引の都度、伝票単位ごとに仕訳を行う方法(日々仕訳)により令和元年度中に財務書類の作成を行う団体